

第二百十六号議案

東京都が東京信用保証協会に対し交付する補助金に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年十二月四日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都が東京信用保証協会に対し交付する補助金に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

東京都が東京信用保証協会に対し交付する補助金に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（平成二十年東京都条例第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第二百二十八条第一項」を「第三百三十五条第一項」に、「第二百二十七条第二項」を「第三百三十四条第二項」に改め、同条第二号中「第三百三十三条第一号」を「第四百十条第一号」に、「第二百二十七条第二項第一号」を「第三百三十四条第二項第一号」に改め、同条第六号中「第三百三十三条第一号」を「第四百十条第一号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行による産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

第二百十六号議案

東京都が東京信用保証協会に対し交付する補助金に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例